

# 11月は、ヤミ金融被害防止強化月間です



## 金融トラブルに注意しましょう！ ～甘い融資話にはご注意を～



東京都では、資金需要が高まる年末をひかえた11月を「ヤミ金融被害防止強化月間」と定めています。ヤミ金融被害の未然防止に集中的に取り組むため、国や民間団体等と連携し、一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンを実施します。

また、ヤミ金融被害の防止に向けた取組として、金融トラブルに巻き込まれやすい若者や高齢者を対象とした出前講座を実施しています。ぜひ、ご活用ください。

## ○一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン

●日程：令和2年11月9日（月）～15日（日）

●キャンペーンの内容

《啓発ポスターの掲出》

ヤミ金融に対する注意喚起ポスターをJR車内に掲出

《啓発チラシの配付》

ファクタリングを装ったヤミ金融に対する注意喚起を  
中小企業に配付

《参加団体のホームページでの啓発》

《啓発動画の放映》

新橋駅前、立川駅前の大型ビジョンで注意喚起動画を放映

●参加団体

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会、東京三弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター東京地方事務所、日本貸金業協会、東京都社会福祉協議会、関東財務局東京財務事務所、埼玉県、千葉県、神奈川県、警視庁、東京都 計13団体

●後援：金融庁



令和2年7月に掲出した啓発ポスター

## ○出前講座の実施先募集中！

●内容：大学生や専門学校生などの若者や、高齢者を対象に  
さまざまな金融トラブルに巻き込まれないための  
セミナーを、オーダーメイドで随時実施しています。

●開催方法・人数・時間等：応相談

●講師：東京都産業労働局職員、日本貸金業協会職員

●新たに若者を対象とした動画を、日本貸金業協会と共同で  
作製しました。



【問い合わせ先】

産業労働局金融部貸金業対策課

電話 03-5320-4793